

竹原市告示第21号

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和6年3月12日

竹原市長 今榮 敏彦

1 経営管理集積計画の対象森林

整理番号	所在	地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の存続期間	備考
集 232030001	田万里町西鳥越	11571	—	—	0.48	10年	
	田万里町西鳥越	11574	—	—	1.41	10年	
	仁賀町片良	11163	—	—	3.035	10年	他5筆
	仁賀町片良	11171-1	—	—	13.718	10年	他14筆
	田万里町西鳥越	11600	—	—	0.71	10年	
	田万里町西鳥越	11575	—	—	0.29	10年	
	田万里町西鳥越	11601	—	—	0.71	10年	
	仁賀町片良	11157	—	—	1.08	10年	
	仁賀町片良	11170-1	—	—	0.03	10年	他1筆
	仁賀町片良	11174-1	—	—	0.53	10年	
合計					21.993		

2 縦覧期間

令和6年3月12日から令和6年3月26日まで

3 縦覧場所

竹原市建設部建設課

竹原市ホームページ

4 本公告により、竹原市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。